

支援センターだより
No. 4

なぜ必要？ 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター (公益活動対策部)

東北税理士会成年後見支援センターだよりの4回目は、後見監督人の業務についてです。

1 はじめに

後見監督人には、法定後見制度における成年後見監督人等(成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人)と任意後見制度における任意後見監督人があります。後見監督とは、文字通り後見監督人が後見人等に対して、後見事務を正しく行っているかどうかを確認し、問題点があればこれを是正するよう指導監督することです。

本号では、主として成年後見監督人等の業務の概要を紹介いたします。

2 成年後見監督人等の選任

(1) 成年後見監督人等の選任は、
現行の法定後見制度では家庭

裁判所が必要があると認められた場合に、成年被後見人等、その親族、成年後見人等の請求または家庭裁判所の職権により選任されることとなります。

(2) 成年後見人には幅広い権限が付与されており、権限濫用や任務懈怠を防止するといった観点から、成年後見監督人が選任され、より安全性が担保されることとなります。

また、保佐人、補助人も代理権を持つことがあることから成年後見人と同様に保佐、補助にも監督人の制度が設けられております。

(3) 成年後見監督人が選任されるような事案としては、
① 預貯金等多額の資産を有しているような場合
② 不動産にあっては、多くの賃貸不動産を抱えているような場合

(4) 成年後見監督人等の職務は、次のとおりであります。
① 成年後見人等の事務を監督すること。
② 成年後見人等が死亡等で欠けた場合には、遅滞なく後任者の選任を家庭裁判所に請求すること。
③ 急迫な事情がある場合の成年後見人等に代わって必要な処置をすること(急迫な事情とは、成年後見人等が欠けたとき等で、成年後見人等が行うべき緊急の事務が発生したような場合である)。
④ 成年後見人等と本人の利益が相反する場合に本人を代理すること(代表的なものととしては、本人と成年後見人(家族・親族)がともに相続人となる場合の遺産分割協議がある)。

(2) 成年後見監督人等の権限は
① いつでも成年後見人等の

③ 親族間に紛争があり、その調整・助言等が必要とされるような場合
④ 不適切な行為が見られる、あるいは想定されるような場合等が考えられます。

3 成年後見監督人等の職務と権限

(1) 成年後見監督人等の職務は、次のとおりであります。
① 成年後見人等の事務を監督すること。
② 成年後見人等が死亡等で欠けた場合には、遅滞なく後任者の選任を家庭裁判所に請求すること。
③ 急迫な事情がある場合の成年後見人等に代わって必要な処置をすること(急迫な事情とは、成年後見人等が欠けたとき等で、成年後見人等が行うべき緊急の事務が発生したような場合である)。
④ 成年後見人等と本人の利益が相反する場合に本人を代理すること(代表的なものととしては、本人と成年後見人(家族・親族)がともに相続人となる場合の遺産分割協議がある)。

4 後見監督業務の具体例

成年後見等の事務が適正になされることは、成年被後見人等の保護のために重要であることはいまでもありません。
具体的実務としては、財産管理と身上監護の事務処理についてのチェック、検証、指導等を行うこととなります。具体例としては

(1) 財産の変動の確認
本人の財産目録の検討とその財産のチェック(通帳と証書等)
(2) 収支状況の確認
① 不相当又は不明確な支出の有無のチェック
(例) 親族への贈与、親族への貸付、後見人自身の生活費等の支出

(3) 本人と無関係な支出等
② 収入項目や収入額のチェック
③ 収入と支出のバランスをチェック
(3) 財産管理に係る各種契約手続の違法性等の検証
(4) 不動産賃貸収入管理等及び処分についてのチェック及び検証
(5) 各種手続、公法上の行為の確認等
(6) 介護認定及びサービス利用契約等のチェック、施設入所契約の確認
(7) 財産管理、身上監護事務でのトラブルの処理状況の確認、検証等が挙げられます。

5 任意後見監督人との制度上の相違点

任意後見監督人の職務は、任意後見人の事務に関し、家庭裁判所へ定期的な報告を行うこと以外は、成年後見監督人等の職務内容と殆んど同じであります。

ただ、家庭裁判所の係わり方が大きく異なっております。法定後見制度にあっては、成年後見人等、成年後見監督人等とも家庭裁判所の監督の下で後見事務を行っておりますが、任意後見制度の場合は、任意後見人を直接監督するのは任意後見監督

人等、成年後見監督人等とも家庭裁判所の監督の下で後見事務を行っておりますが、任意後見制度の場合は、任意後見人を直接監督するのは任意後見監督

人であります。

家庭裁判所は、任意後見監督人から任意後見人の事務について、定期的な報告を受けることにより、間接的に任意後見人を監督するという仕組みであります。

6 おわりに

厚生労働省の推計で、認知症の高齢者が本年300万人を突破しました。65才以上の10人に1人が患っている計算であるという新聞記事が先ごろ掲載されておりました。この超高齢社会、核家族化また家族関係も多様化する中で支援が必要とする方の増加が予想されるところであります。

後見申立ての動機で最も多いのが財産管理といわれております。

税理士は、公共的役割を担っており、また、身近な存在として地域社会との関わりを高め、同時に成年後見制度の一端を担うことに税の専門家として大きな期待が寄せられております。是非ご理解をいただきたいと思っております。

(相談委員 島 知弘)